

# ヘルパーステーション

利用者の尊厳と基本的人権を尊重し、専門職としての自覚を持ち、利用者が安心して、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護及び生活援助を支援します。

利用者一人一人のニーズにあったサービスの提供ができるよう、訪問介護員の意識統一を図り、個々の介護技術や意識を高め、他のサービスとの連携を保つことで、誰もが安心して生活ができるように支援します。

## 1. 適切なサービス提供

- (1) 居宅ケアプランに基づき訪問介護計画書を作成し、利用者のニーズ・心身の状況に応じた介護や生活援助のサービスを行います。
- (2) 訪問介護の専門的観点から利用者の状況把握を適切に行い、居宅介護支援事業者や他の専門機関と連携し、より良いサービスを提供します。
- (3) サービス提供責任者は月 1 回利用者宅を訪問し、訪問介護員のサービス提供状況を確認し、内容の変更やサービス提供についての相談等を受け、各事業所、訪問介護員に報告を行うよう心がけ、様々な視点よりサービスの質の向上に努めます。

## 2. 専門職としての専門性の向上

- (1) 常に専門職である事を念頭に、ケア計画に沿ったサービス提供が実施出来ているかを適宜検証する事で、統一した支援や介護を行います。
- (2) 利用者のプライバシー保護に配慮するとともに、情報の共有に努め、チームで連携し、サービス提供の再確認を行います。
- (3) 職員個々の意識の違いによりサービス内容に格差が生じないように、報告・連絡・相談を意識的、継続的に行います。
- (4) ヘルパー会にて難しい生活課題のある利用者のケアについて検討し、記録などを活用し、ヘルパー同士や事業所内などでも情報共有に努めます。また、互いのケア内容や技術を確認し合い、利用者に安心・安全なサービスが提供できるよう資質向上に努めます。

## 3. リスクマネジメントの徹底

- (1) 感染症に対する知識の習得及び自己管理を徹底し、異常時には早期連絡・対応が行える体制作りをします。
- (2) 緊急時に備え、日頃から各部署との連携や協力が図れる様に、必要な情報を提供します。
- (3) 事故が起きた際の、速やかな報告・連絡体制の強化と誠意ある対応に努めます。